

早生まれの多胎世帯における高等学校等就学支援金の 所得要件の判定基準の取扱いについて

1. 相談要旨

早生まれの 16 歳の双子（高校 2 年生）について、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を受給しようと申請したが、所得要件に該当しないという理由で受給できなかった。

支援金の所得要件に該当するかどうかは、住民税の課税標準額をもとに計算される基準額によって判断することになっているが、早生まれ（1 月～3 月）の生徒については、特例措置により、課税標準額から扶養控除相当額（33 万円）を減じることとされている。

子どもは双子なので、扶養控除については 2 人分の 66 万円が控除され、所得要件を満たし、就学支援金を受給できると思っていたが、1 人分の 33 万円しか控除されず、所得要件を満たさなかったため、就学支援金を受けられなかった。

教育委員会及び文部科学省に問い合わせたところ、税法上、早生まれでない場合は、前年 12 月末時点の年齢は 16 歳のため、扶養親族 1 人につき 33 万円が控除され、双子では合計 66 万円が控除されることになるが、早生まれの場合は、前年 12 月末時点の年齢が 15 歳のため、16 歳から 18 歳の扶養親族につき適用される扶養控除はなく、課税標準額から本人分の 33 万円を減じることになっているので、誤りではないとの説明を受けた。同じ双子なのに、早生まれか否かで差があるのは不公平であり、納得できない。

2. 高等学校等就学支援金制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度

ア 概要

- 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）に基づき、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の授業料に充てるために支給されるものである（法第 1 条）。

また、就学支援金の支給に要する費用については、その全額に相当する額を国から都道府県に交付することとされている（法第 15 条第 1 項）。

- 就学支援金の受給資格の認定や支給は、私立高等学校等については学校所在地の都道府県知事が、公立高等学校等については都道府県教育委員会が、国立学校については文部科学大臣（以下「支給権者」という。）が行うこととされている（法第 4 条及び第 6 条）。

イ 支給要件、支給額及び認定申請の手続

- 就学支援金の受給資格者に関する要件は、高等学校等に在学する生徒等で日本国内に住所を有する者であること（法第3条第1項）のほか、保護者等の収入の状況に照らして、「保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令に定める者」に該当（法第3条第2項第3号）しないこと等がある。

この保護者等の収入について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第2項において具体の要件を定めており、制度の適用において不公平とならないよう、課税証明書等により容易に確認することができる市町村民税の課税標準額を参照することとしている。

詳細には、市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額（課税所得額（課税標準額）に相当）に100分の6を乗じた額から、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の6の規定により控除する額（市町村民税の調整控除額）を控除した額（以下「算定基準額」という。）が、304,200円以上（注）である者は、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者であるとして支給対象とはならないこととした。

（注）目安としては世帯年収910万円以上とされる。

- 生徒等は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、支給権者に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける権利を有することについての認定を申請し、その認定を受ける（法第4条）。

申請にあたっては、文部科学省令で定める申請様式に個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付して提出する（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）（第3条第1項））。

- 就学支援金は月を単位として支給され、その額は、支給限度額の範囲内で生徒等の在学する高等学校等の授業料の月額に相当する額とされており、たとえば、全日制の高等学校等（国立を除く）の支給限度額（基準額）は、月額9,900円とされている（法第5条第1項、施行令第3条第1号）。

これに加え、私立高等学校等に在学する場合で、算定基準額が154,500円未満である場合においては、加算措置が設けられており（法5条第2項、施行令第4条）加算措置を含めた支給限度額は、月額33,000円（施行令同条第2項第1号）である。

(2) 高等学校等就学支援金における早生まれの取扱い（制度改正の概要）

- 上述の通り、本制度は、受給要件の一つである保護者等の収入について市町村民税の課税標準額を参照して判定することとしているが、算定基準額の算定に用いる課税標準額を算出する際の地方税法体系の考え方は暦年（1月から12月まで）を基準とするのに対し、本制度は学校教育において使用されている学年（4月から翌年3月まで）

(学校教育法施行規則第 104 条により同規則第 59 条を高等学校に準用。)を前提に制度を設計し、運用しているため、本制度に不整合をきたしている場合があった。

具体的には、課税標準額を算出する際、あらかじめ控除される所得控除のうち、扶養控除(地方税法第 292 条、第 314 条の 2 第 11 号)(注)は、保護する子供が前年の 12 月末時点で満 16 歳から満 18 歳までである保護者等に対して認められるために、15 歳の 4 月に高等学校に入学し、18 歳の 3 月に卒業する典型的な年齢の高校生の保護者等のうち、早生まれ(誕生日が 1 月 2 日から 4 月 1 日までのものをいう。以下同じ。)の生徒等の保護者等は、子供が高校 2 年生の時点では扶養控除されておらず、算定基準額が高く見積もられることとなる。この結果、同じ高校 2 年生の中で就学支援金が支給されない又は加算を受けられない者がいた。

上記の課題は、本制度が収入を判断する目安として課税標準額を用いることに起因するため、収入を課税標準額を参照して判定する本制度の原則は維持しつつ、同学年における差を解消するための特例として、保護者等に早生まれの 16 歳の子供がいる場合に、その子供である生徒等(就学支援金の受給資格を判定する本人)に係る就学支援金の支給の可否を判断するにあたっては、保護者等の課税標準額から扶養控除相当額(33 万円)を減じた額とすることとし、法第 5 条第 1 項の規定により就学支援金の支給を受ける者と、同条第 2 項の規定により加算した就学支援金を受ける者の対象を拡大する改正を行った(令和 4 年 7 月 1 日施行)。

(注) 地方税法第 314 条の 2 第 11 号は、「各控除対象扶養親族につき三十三万円」を控除すると規定しており、扶養控除は、扶養親族の人数分適用されることとなる。

<例> 高校 2 学年時の就学支援金の算定基準額の算出(7 月申請)

算定基準額 = 保護者等の(市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額

- ・ 「(市町村民税)の課税標準額」は、所得金額から、各種所得控除(医療費控除、社会保険料控除、配偶者控除等)額を差し引いた額であり、就学支援金支給年度の 6 月頃に確定し、前年の 1 月から 12 月の 1 年間の所得をもとに算出される。
- ・ 前年の 12 月 31 日時点で満 16 歳から満 18 歳の子がいれば、当該課税標準額には、扶養控除(子につき 33 万円)があらかじめ適用された額となっている。
- ・ 早生まれの場合、高校 2 年生の時点では、前年の 12 月 31 日時点で 15 歳であるため、当該課税標準額には、当該早生まれの子分の扶養控除は適用されていない(扶養控除の適用は 1 年先)。

⇒ 上記施行令の改正により、就学支援金の支給対象となる生徒本人が早生まれの場合は、以下の基準により算定基準額を算出し、判定

算定基準額 = ((市町村民税の)課税標準額 - 33 万円) × 6% - (市町村民税の)調整控除の額

3. 本件行政相談のケースについて

- 本件相談事案は、生徒本人が早生まれの双子であったところ、以下のとおり、早生まれでない双子の場合との算定基準額の算出における控除額の差を指摘するものである。

(早生まれでない双子(高校2年生)の生徒の場合)

$$\text{算定基準額} = \text{保護者等の(市町村民税の)課税標準額} \times 6\% - \text{(市町村民税の)調整控除の額}$$

- ・ 生徒1の申請分 前年12月31日時点で16歳の子が複数いる場合には、地方税に基づき「控除対象扶養親族一人につき33万円」が控除されるため、当該課税標準額は、人数分の扶養控除が、あらかじめ適用された額となっている(生徒1及び生徒2の2名分の扶養控除(33万円×2=66万円))
- ・ 生徒2の申請分 同上

(早生まれの双子(高校2年生)の生徒の場合)

$$\text{算定基準額} = ((\text{市町村民税の)課税標準額} - 33\text{万円}) \times 6\% - \text{(市町村民税の)調整控除の額}$$

- ・ 生徒1の申請分 前年12月31日時点で15歳であることから、当該課税標準額には、この生徒分の扶養控除は適用されない(1年遅れ)が、施行令に基づき、課税標準額から33万円が減額される。当該規定は、支給対象となる生徒につき適用されるものであり、支給対象となる本人以外の早生まれの子については考慮されないため、双子の場合にもそれぞれの受給認定において33万円が減額されることとなる。
- ・ 生徒2の申請分 同上

⇒ 早生まれの双子と早生まれでない双子では、算定基準額に差が生じる。

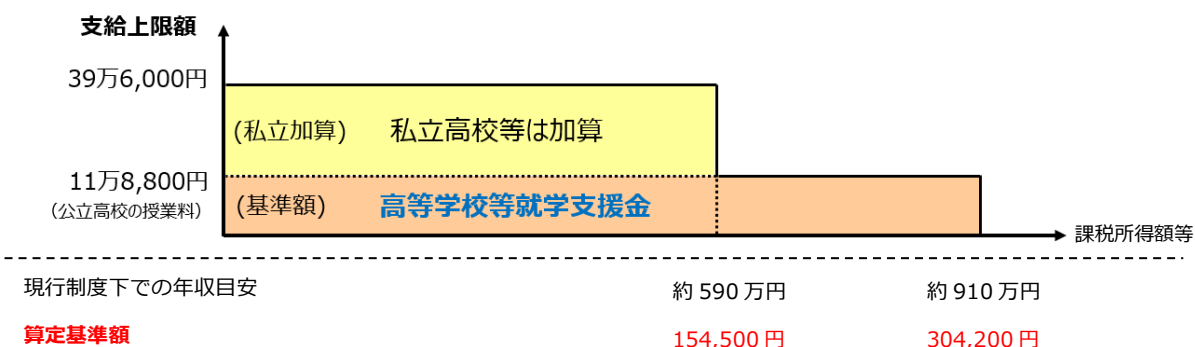
4. 文部科学省の説明

早生まれの多胎世帯における高等学校等就学支援金の 所得要件の判定基準の取扱いについて

1. 高等学校等就学支援金制度のポイント（今後の対応の前提）

- 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、国が高等学校等に在学する生徒等（以下「高校生等」という。）の授業料について支援を行うもので、高校生等が申請を行う。
- 認定事務は、法定受託事務として都道府県知事又は都道府県教育委員会が（国立の場合は文部科学大臣が直接）行うこととしており、その際、親権者である保護者等の収入の状況を確認して高校生等が就学支援金の受給権を有するか判定する。
- 令和5年度は、高校生等約326万人中約239万人が支援を受けている。
※受給者数は令和5年7月認定時において受給した者の実数。対象生徒数は7月1日現在（国立は5月1日現在）の現行制度対象者数。
- 就学支援金の支給に当たっては、全国で多数の高校生等が支援を受けるに当たり、制度の適用において不公平が生じず、迅速に授業料支援の支給に関する判定が実施できるよう、保護者等の市町村民税の課税所得額（課税標準額）等を用いて算出される算定基準額の区分に応じて認定している。
- また、具体的な認定方法については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び同法施行規則に規定するとともに、認定手続きに係る事務処理要領を定め、これらに基づく事務処理システムを国が整備している。

【制度イメージ】



2. 早生まれの生徒等に関する特例の創設(令和4年7月～)

(申請をする高校生等本人に限って特例を設けた経緯)

- 早生まれの生徒等に関する特例については、2年生のうち、学年のおよそ4分の1にあたる早生まれ(1月～3月生まれ)の生徒等について、就学支援金の認定に当たり不公平感が生じていたことから設けた制度である。

具体的には、令和4年7月分の支給から、2年生である高校生等本人が早生まれであり、保護者等の課税標準額における扶養控除の適用が他の同学年の生徒等よりも1年遅くなる場合に、受給権者である高校生等本人の生年月日という税情報以外の事情を考慮し、市町村民税の課税所得額(課税標準額)等を用いた算定方法の特例として、当該早生まれの高校生等の認定に用いる課税標準額から扶養控除相当額の33万円を減じることとした。(別添参照)

- 制度創設に向けた検討時は、新たに税以外の情報(生年月日情報)を考慮することとなるが、
 - ① 認定基準が複雑になるため、申請者にとっても認定を受けられるか否かの判断が難しくなること、
 - ② 認定権者においても事務負担が増えるとともに、認定誤りの可能性が生じること、等が論点となった。
- このような論点を検討し、兄弟姉妹(双子を含む)の高校生等がいる場合に、きょうだいで判定が変わる可能性があるものの、
 - ① 従来の申請書やマイナンバーの利用により判定でき、証明書類を増やす必要がない、
 - ② 簡便な制度により正確・迅速に支給すること可能であるといった観点から、受給権者である高校生等本人のみの情報を考慮するという結論を得た。
- 以上のことから、上記のような申請者や認定権者の事務負担等を考慮して、受給権者である高校生等本人のみの情報を考慮することとすれば、2年生である高校生等の早生まれの大多数の不公平感が速やかに解消されるという所期の目的を実現できると判断したものである。この結果、きょうだいが早生まれの16歳の場合等の調整までは行わないこととした。

【算定基準額の計算式のイメージ(早生まれの高校生等の場合)】

本人分の扶養控除に相当する額

$$\begin{aligned} \text{算定基準額} &= (\text{市町村民税の課税総所得金額(課税標準額)} - \text{33万円}) \times 6\% \\ &\quad - \text{市町村民税の調整控除額} \end{aligned}$$

【扶養控除が就学支援金に反映される学年】

	遅生まれ(4～12月生まれ)		早生まれ(1～3月生まれ)	
	前年度の 12月末の年齢	支給年度における 支援金への反映	前年度の 12月末の年齢	支給年度における 支援金への反映
1年生	15	→ なし	14	→ なし
2年生	16	→ <u>扶養控除</u>	15	→ <u>なし</u>
3年生	17	→ 扶養控除	16	→ 扶養控除
4年生 (定・通)	18	→ 扶養控除	17	→ 扶養控除

R4年度
特例創設

※扶養控除は前年度の12月31日時点の扶養親族の年齢を反映して決定される。

3. 今後の制度の見直しに向けて精査が必要な点

(1) 本人以外に対して特例を拡大することについて(法制的な論点)

- 現行の特例においては、市町村民税の計算に使用される扶養控除(33万円)を参照して、2年生である高校生等本人が早生まれである場合に、本人の情報のみを取得して、保護者等の市町村民税の課税所得額(課税標準額)等から相当額(33万円)を控除するというものであり、これにより親権者である保護者等の収入の状況を確認し、高校生等が受給権を有するか判定している。
- 一方、今回の行政相談に対応するためには、新たに本人以外の早生まれの双子や年子の高校生等の情報を取得して、親権者である保護者等の収入の状況を確認する必要がある。
なお、その際、他の扶養控除についての課題の有無などを整理する必要である。

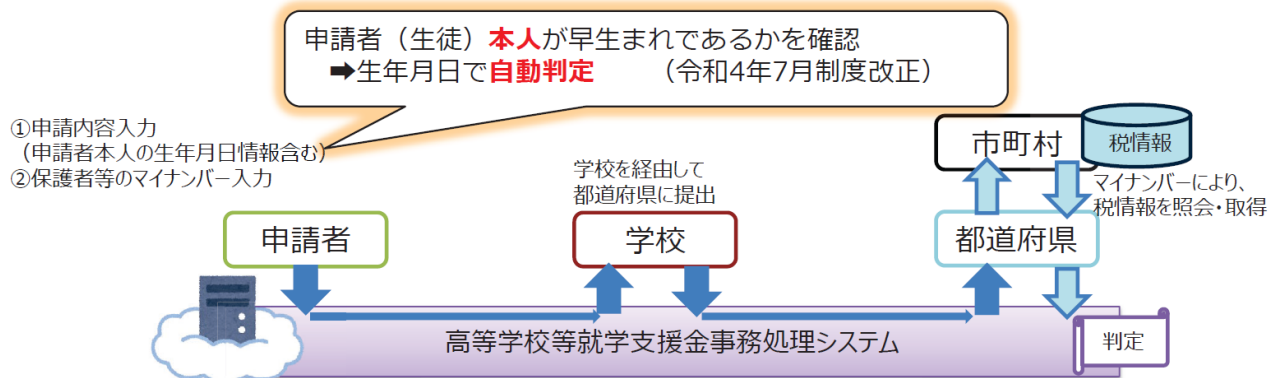
(2) 高校生等が申請する際の手続きや都道府県等が認定する際の事務処理のあり方
(実務面での論点)

ア 現状

- 現在、就学支援金に高校生等が申請をする際にオンライン申請で手続きが完結できる事務処理システムを文部科学省において整備しており、このシステムを活用している認定権者(都道府県知事・都道府県教育委員会等)が徐々に増え、令和6年度には約6割の申請者がオンライン申請を行っている。これにより、申請者の手続きの負担軽減や、認定権者の速やかな認定など事務の負担の軽減にも繋がっている。

具体的に、オンライン申請で手続きを行う場合、申請者は、マイナンバーを提出することで、紙の課税証明書を取得・提出する必要がなく、また、認定権者は、申請者の税情報をマイナンバー制度における情報連携により参照することで速やかな判定が可能となっている。

現行制度の流れ



イ 検討課題

- 現行の特例については、親権者である保護者等の税情報に含まれる扶養親族者数の情報と、受給権者である高校生等本人の生年月日情報により認定の際の計算を行っている。
今回の行政相談を踏まえて、新たに本人以外の早生まれの双子や年子の高校生等の情報を取得して、親権者である保護者等の収入の状況を確認する必要がある。
そのためには、保護者等の税情報に含まれない本人以外の保護者等の扶養親族の状況を認定の際に新たに考慮することになるため、どのようにして、その扶養親族の情報を取得するかが課題である。
- 高校生等本人以外の扶養親族についての情報を取得する方法としては、例えば、扶養親族の情報が記載されている戸籍謄本や住民票、あるいは扶養親族の個人番号カードを用いて当該情報を取得する方法が想定される。
この場合、申請を受け付ける都道府県や学校においては提出文書の確認作業だけでなく、未提出者への督促管理、証拠文書の文書管理、送付等の負担が新たに発生する可能性がある。
- このため、高校生等が申請する際、あるいは都道府県等が認定する際の事務処理のあり方について、都道府県や学校の事務負担に関するアンケート等を行い現場の実態を踏まえながら、実現可能な実務の範囲を検討することが必要である。
また、文部科学省において事務処理システムの見直しも検討する必要があり、それに要する予算や期間等について検討する必要がある。

4. 今後の検討スケジュール(予定)

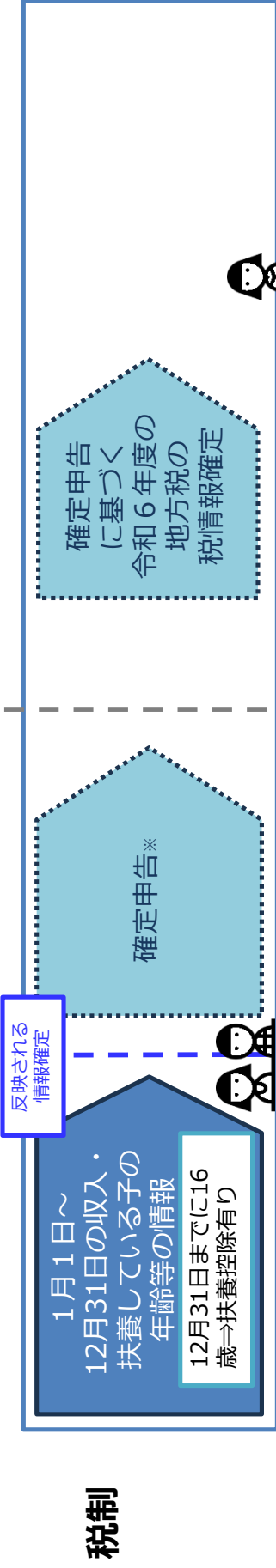
- 「3. 制度の見直しに向けた論点」に掲げる内容については、以下のようなスケジュールで検討作業をすすめることとしたい。

令和7年夏頃まで	都道府県等の認定権者に対するアンケート 法令改正の検討・調整
令和7年冬頃	制度見直しの方針決定

税制と就学支援金制度のスケジュール

令和5年 12月 令和6年 1月 3月 4月 6月 7月

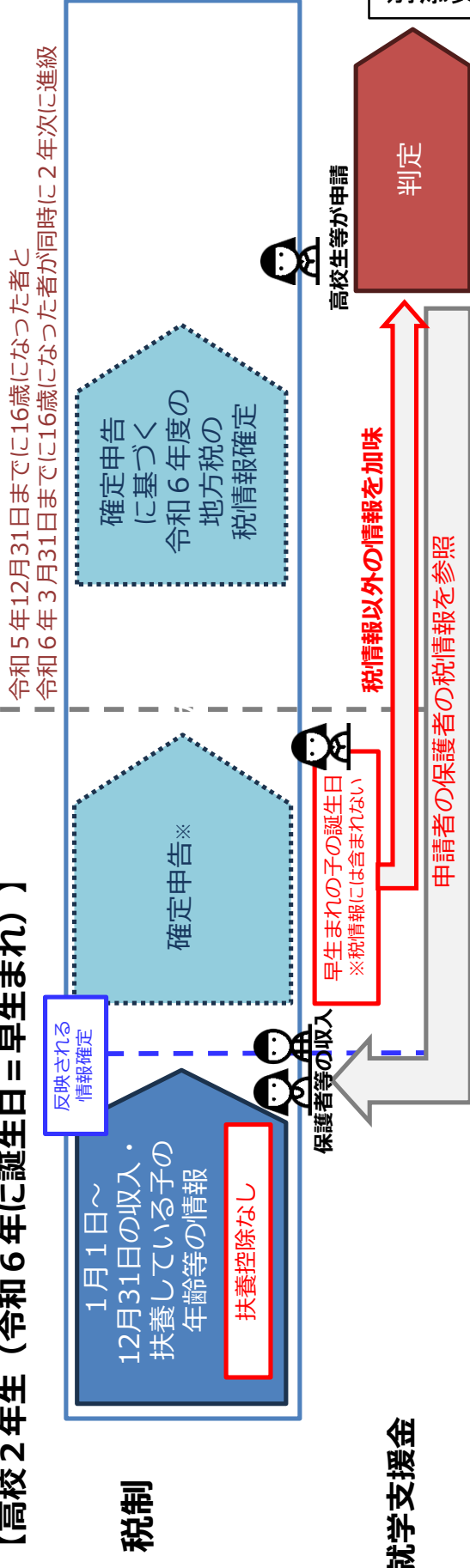
【高校2年生（令和5年中に誕生日＝遅生まれ）】



就学支援金

10

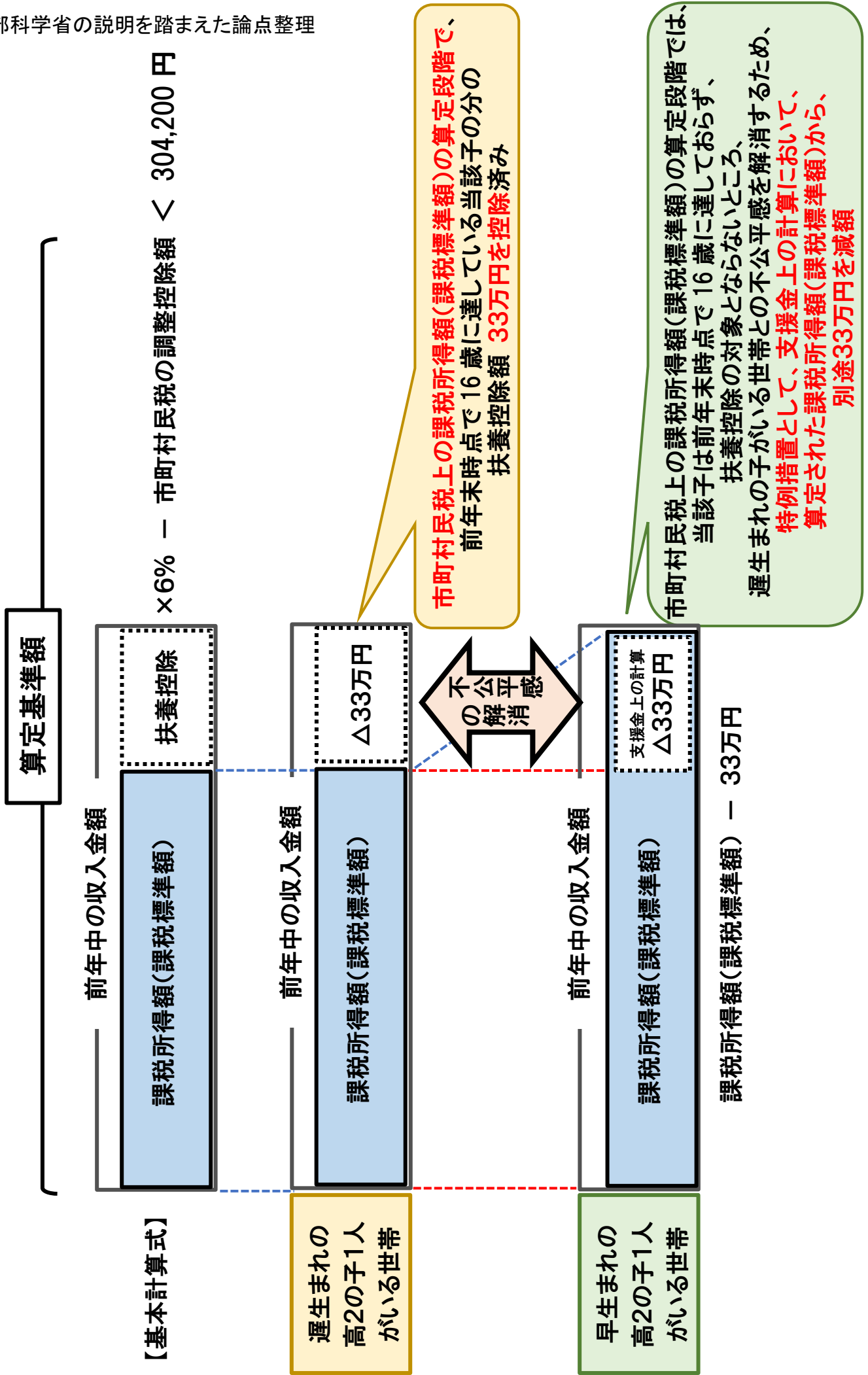
【高校2年生（令和6年に誕生日＝早生まれ）】



就学支援金

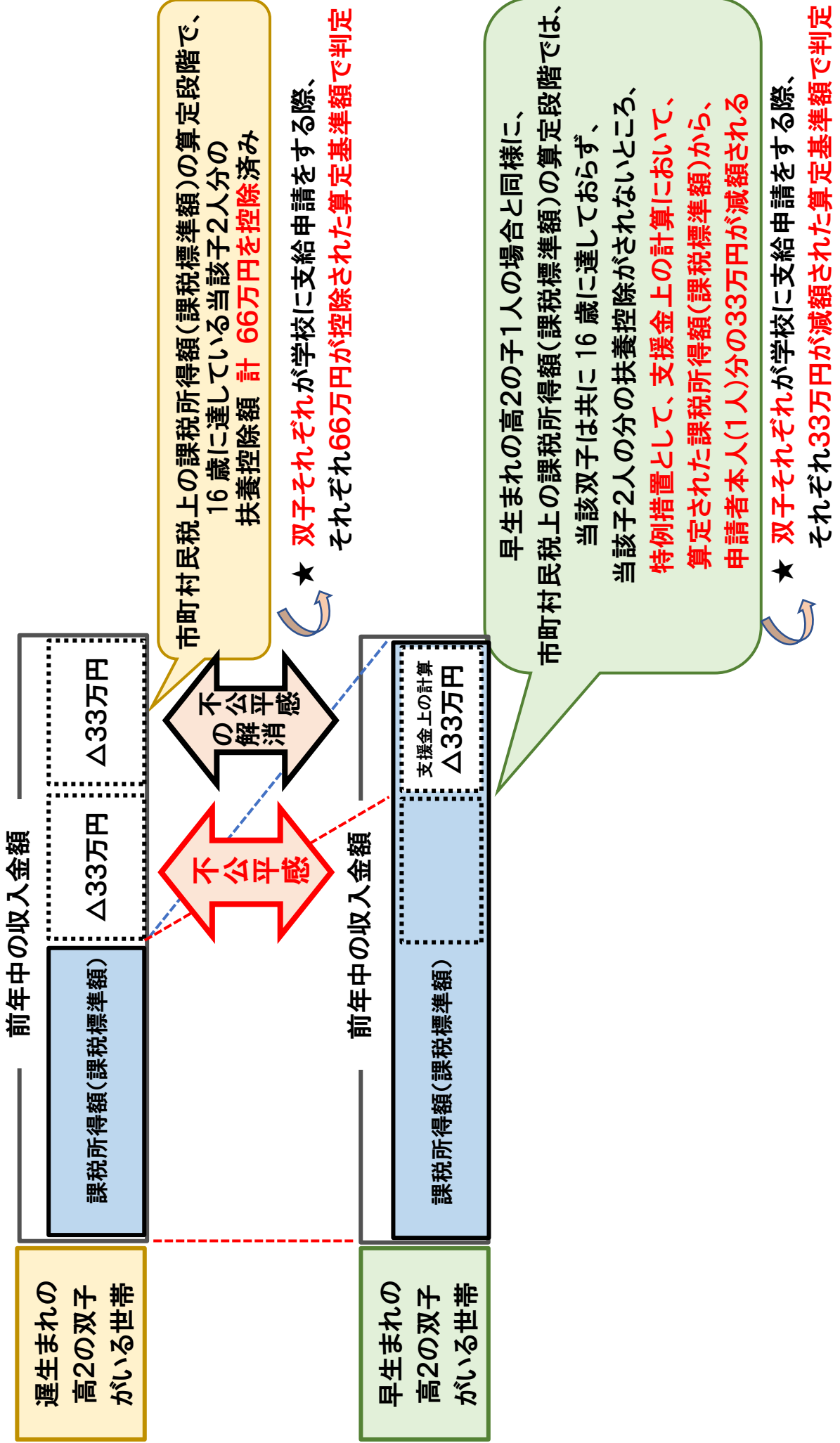
※原則として所得税等（国税）の確定申告書を税務署に提出すると、税務署から地方公共団体に確定申告書等のデータが送信されて地方税の税額が決定される。また給与所得者の場合、所得税の確定申告不要の場合がある。

高等学校就学支援制度における双子・年子の取扱い(イメージ)



今回相談のあった高校2年生の生徒が支援金に申請するケース

○双子の場合

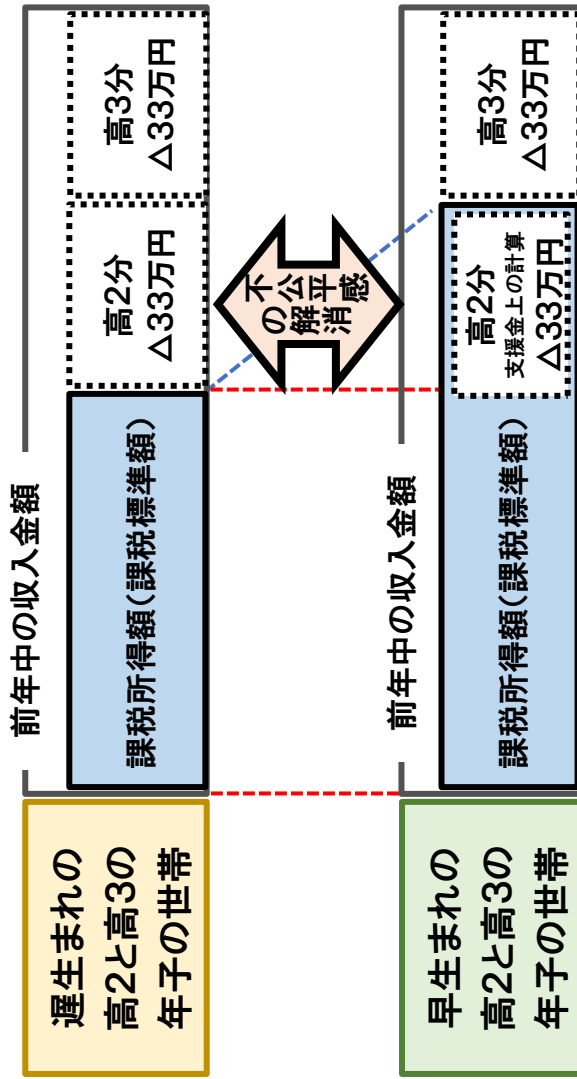


○年子の場合

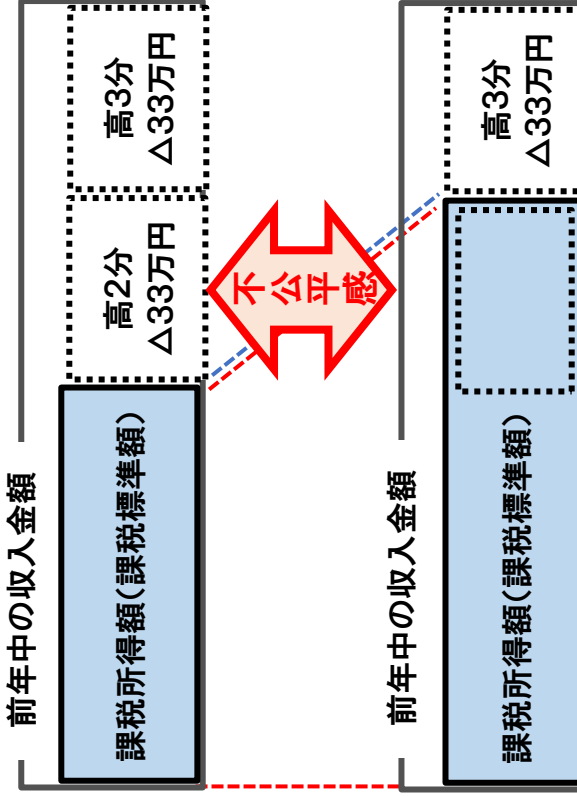
高1と高2の年子の場合は高1の子の支給申請で、高2と高3の年子の場合は高3の子の支給申請で、それぞれの年子において高2の子が早生まれか遅生まれかによって、市町村民税の扶養控除に差が生じるが、本資料では代表例として、高2と高3の年子を記載した。

市町村民税上の課税所得額(課税標準額)の算定段階で、16歳に達している当該2人分の扶養控除額 計 66万円を控除済み

高2の子の申請



高3の子の申請



高3の子の分は、市町村民税上の課税所得額(課税標準額)の算定段階で、33万円を控除済み

高2の子の分は、算定時点では16歳未満であることから、**特例措置により、支援金上の計算において、申請者本人(高2の子)分の33万円が減額**

高3の子の分は、市町村民税上の課税所得額(課税標準額)の算定段階で、33万円を控除済み

一方、高2の子の特例措置は申請者本人(高2の子)のみに適用されることから、高3の子の申請では、**高2の子の特例措置の減額が適用されない**

参考資料 関係法令

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)〈抄〉

(目的)

第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校(専攻科及び別科を除く。以下同じ。)
- 二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。)
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)
- 五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの(第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。)を含む。)

(受給資格)

第三条 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等(その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程)における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下「保護者等」という。)の収入の状況に照ら

して、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 (略)

(受給資格の認定)

第四条 前条第一項に規定する者(同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等(その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程)の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。)にあつては、都道府県教育委員会)に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(就学支援金の額)

第五条 就学支援金は、前条の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)がその初日において当該認定に係る高等学校等(以下「支給対象高等学校等」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額(授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあつては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあつては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。)に相当する額(その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額(以下この項において「支給限度額」という。)を超える場合にあつては、支給限度額)とする。

2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3 第一項の支給限度額は、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(就学支援金の支給)

第六条 都道府県知事(支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。)は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

2～4 (略)

(代理受領等)

第七条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(交付金)

第十五条 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、就学支援金に関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付する。

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成 22 年政令第 112 号) <抄>

(保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等)

第一条 (略)

2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等(前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。)について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に掲げる者若しくは同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下この条及び第四条第二項において「算定基準額」という。)(保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。第四条第二項において同じ。)が三十万四千二百円以上である者とする。

一 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)が支給される月の属する年度(当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「就学支援金支給年度」という。)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次号及び第四条第二項において同じ。)に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上

場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(同法第八条第八項第四号(同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(同法第八条第十一項第四号(同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額(同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額(当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の十二月三十一日において当該保護者等の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十六歳に達した者であるときは、当該合計額から三十三万円を控除して得た金額)に百分の六を乗じた額

- 二 就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の六の規定により控除する額(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額)

3 (略)

(支給限度額)

第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 高等学校等(次号から第六号までに掲げるものを除く。) 九千九百円
- 二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」という。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程(第五号に掲げるものを除く。) 九千六百元
- 三 地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程(第五号に掲げるものを除く。) 二千七百元
- 四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程(次号に掲げるものを除く。) 五百二十円
- 五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。)で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者(法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。)が当該学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額
- 六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部 四百円

(支給限度額の加算)

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 一～三 (略)
- 2 法第五条第二項の政令で定める受給権者は、算定基準額が十五万四千五百円未満である受給権者(保護者等が市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者に限る。以下この項において同じ。)又は特例受給資格者である受給権者とし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 前条第一号及び第五号に掲げる支給対象高等学校等に在学する者(次号及

び第三号に掲げる者を除く。) 当該受給権者の支給対象高等学校等について
の同条第一号又は第五号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に
当該額の三分の七に相当する額を加えた額

二 前条第一号及び第五号に掲げる支給対象高等学校等の通信制の課程に在学
する者 当該受給権者の支給対象高等学校等について同条第一号又は第五
号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相
当する額を加えた額

三 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門
学校に在学する者 前条第一号に定める額に九千六百五十円を加えた額

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成 22 年文部科学省令 第 13 号)〈抄〉

(受給資格の認定及び通知等)

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者(以下この項におい
て「受給資格者」という。)が、様式第一号による申請書に、保護者等の個人番号カ
ードの写し等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カー
ドの写しその他の書類をいう。以下同じ。)又は課税証明書等(令第一条第二項第
一号に規定する合計額及び同項第二号に規定する額を明らかにすることのできる
市町村(特別区を含む。)の長の証明書その他の書類をいう。以下同じ。)を添付し
て、当該受給資格者が在学する高等学校等(その者が同時に二以上の高等学校
等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第三
項並びに第十一条第八項において同じ。)の設置者を通じて、当該高等学校等の
所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである
場合(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を
除く。)にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。)に提出することによって行わ
なければならない。

2~4 (略)

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十五条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に
係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用に
ついては、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在
地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合
(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。)
にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。)」とあるのは「文部科学大臣」と、同

条第二項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十二条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

- 2 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条、第八条から第十二条まで並びに前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。
- 3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。))にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事(当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会」と、同条第二項から第四項まで、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

○地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)〈抄〉

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 均等割 均等の額により課する市町村民税をいう。

- 二 所得割 所得により課する市町村民税をいう。
- 三 法人税割 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市町村民税をいう。

イ～ロ(略)

四～八(略)

- 九 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一～十(略)

- 十一 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この款及び第三百七条の三の三第一項において同じ。)を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円(その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三百十四条の六において同じ。)である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。)である場合には三十八万円)

2～12(略)